

組合員各位

一共第105号、第106号、第108号

## なまこ漁の口開けについて

標記につきまして、下記要領にて「なまこ」口開けを致します。

### 記

- 開口日 第1回目 令和3年12月29日(水)  
第2回目以降は、毎週「日曜日」「水曜日」の指定日口開け  
最終口開け日は、令和4年3月30日(水)
- 作業時間 (第1回目) 午前7時～正午(12時)まで  
(第2回目以降) 日の出より正午まで
- 漁具 鏡、二本かぎ、三本かぎ、たも(目合い2寸目(6cm)以上)
- 規格 

100g/個以上
----------

改正漁業法(罰則の強化)令和2年12月1日施行  
100g未満の違反行為による採捕で検挙された場合、「特定水産動植物の採捕」罰則の対象になる場合がありますので、ご注意願います。(罰則:3年以下の懲役又は3千万円以下の罰金)
- 共販受取日 令和4年1月11日(火)より毎週火曜日  
最終受取日は、令和4年3月1日(火)  
受取時間 午前9時30分～午前10時30分  
受取場所 宮古市魚市場(仕切番号⑩番)  
※海水を入れた容器で搬入して下さい。
- 魚市場出荷 個人での選別・出荷となります。  
透明なビニール袋に「なまこ」と「海水」を詰め出荷して下さい。  
出荷期限は、口開け日(採捕日を含む)から1週間以内  
魚市場最終出荷日は、令和4年4月5日(火)